

2. 奈良時代以降の富士宮—近年の発掘調査成果を通して—

植 松 章 八

(I) 遺跡と遺跡名の継承

a. 遺跡の継承

遺跡の名称は、その発見時に字名又は小字名でつけられる。一度つけられた遺跡名は、その地点・範囲とともに、永く継承されることが必要である。ところが、現実には、遺跡名の継承はなかなかむずかしく、名称や地点が異なってしまう例が多くみられる。特に、資料が限定される戦前の発見遺跡では、それらが正しく継承されて今日に至る例は数少ないものとなる。

いま、当地域の戦前からの主な遺跡地名表（遺跡踏査報告等）をとりあげ、今回の遺跡地名表と比較することにより、遺跡名の継承について検討してみようと思う（第13表）。

検討の対象とする文献は、次のとおりとする。それらは、市内遺跡の調査研究において、その時点では画期といえる意味をもったものである。

文献 1 佐野武勇1928「静岡県大宮町及其の附近の石器時代遺跡に就いて」『人類学雑誌』43-10

佐野武勇1929「富士山南麓に於ける石器時代遺跡」『人類学雑誌』44-4

（以上2文献は補完関係にあるので、一括して扱う。）

文献 2 静岡県1930『静岡縣史』

文献 3 大宮町役場1930『大宮町誌』

文献 4 佐野要吉1931『富士南麓郷土史談』

文献 5 中野国雄1958「吉原周辺の原始時代（第二報）」『吉原市史研究資料』2号 吉原市教育委員会

文献 6 静岡県教育委員会1961『静岡県遺跡地名表』

文献 7 植松章八1971「第一章千居遺跡や月の輪平遺跡」『富士宮市史』上巻 富士宮市

地名表	遺跡数 (A)	うち現地名表 にある遺跡数 (B)	うち遺跡名が 一致するもの (C)	うち遺跡名が 異なるもの (D)	B/A %	C/A %	B/E %	C/E %
文献 1	36	24	16	6	66.7	44.4	12.4	8.2
2	47	33	22	11	70.2	46.8	17.0	11.3
3	25	16	12	7	64.0	48.0	8.2	6.2
4	47	36	28	7	76.6	59.6	18.6	14.4
5	51	37	27	9	72.5	52.9	19.1	13.9
6	51	43	36	8	84.3	70.6	22.2	18.6
7	90	83	73	11	92.2	81.1	42.8	37.6
現地名表	194 (E)							

第13表 遺跡数の時代別変遷表

まず、遺跡数でみると、〈文献1〉から〈文献7〉に至る状況は、戦前の〈文献4〉までの蓄積が現地名表のほぼ3分の1ほどに達し、戦後の地元研究者のレベルといえる〈文献5〉、それを継承して文化財行政の基礎資料として初めて位置付けられた意義をもつ〈文献6〉に繼

承されたとみてよいようであり、その上に〈文献7〉が成立する。そして、その後の約30年間に及ぶ地元研究者と文化財行政の活動が現地名表として完成したとみられるのである。

そのなかで、遺跡の継承はといえば、〈文献1〉から〈文献3〉までは、把握された遺跡の約6～7割が現地名表に生かされている。もちろん、遺跡踏査の初期段階で発見される遺跡は、質量ともに優れた内容をもつものであり、比較的継承されやすい条件を多く備えていることになる。そして、〈文献6〉では8割、〈文献7〉では9割を超えて現在に連なり、それは現地名表の4割余を占めていることになる。

問題は遺跡名の継承であり、名称の継承がその内容を将来に伝える役割を果すことになる。こうした視点からすると、〈文献1〉から〈文献3〉は4割台、〈文献4〉〈文献5〉が5割台、〈文献6〉が7割台、〈文献7〉が8割台となり、かなりな継承率といえるようである。現地名表からみても、〈文献1〉〈文献2〉では1割前後、〈文献6〉では2割ちかく、〈文献7〉では4割ちかくが継承されていることになる。こうした統計数値が示された例を少なくとも県内では知らないが、素直なところ、意外に継承率はよいと感ずる。

もちろん、〈文献6〉を現地名表に継承する段階では多くの先覚者の努力があった。重複をおそれずに示すと、〈文献6〉の遺跡数が51か所、〈文献7〉が90か所、富士宮市教育委員会が最初に調査作成した昭和54年（1979）3月地名表（第1版）が125か所、同平成4年（1992）3月地名表（第2版）が181か所で、平成13年（2000）11月地名表（第3版）が194か所となっている。特に〈文献6〉から〈地名表第1版〉において大きく遺跡数が増加するのであるが、ここでは市専門職員の努力とともに、野村昭光の業績に注目しておこうと思う。

野村昭光は、昭和36年（1961）ごろから遺跡踏査を始め、その活動範囲は富士宮市内全域、芝川町、富士市ほかに及んでいる。こうした成果は、特に昭和46年（1971）の『富士宮市史』上巻から昭和54年（1979）地名表（第1版）に盛り込まれ、大きな役割を果した。野村の遺跡発見に際しての基本姿勢は、必ず過去の報告文献などに当たり、該当し得る遺跡があれば、その名称を継承、尊重するように配慮することであった。こうした姿勢が、遺跡やその名称の継承に大きな意味をもったものと思われる。

なお、野村氏の採集資料は、整然と整理・保管され、氏によって公開された部分もあるが、多くは未公開の状況にある。『野村コレクション』と呼ぶことにするが、今後はそれらの公開・資料化も考えられる必要があろう。

b. 継承された遺跡名

継承された遺跡をみるために、記載された文献数をみることにする。要するに、ある遺跡がいくつの文献にみられるかということである。

7文献に記載されるものは3遺跡、同様に、6文献は7遺跡、5文献は9遺跡、4文献は10遺跡、3文献は9遺跡、2文献は24遺跡、1文献は47遺跡となる。

いま、それらを一覧にすると、次のとおりである。（番号は現地名表による。）

7文献……3遺跡

大中里地区	71	青見
黒田地区	108	滝戸

宮町地区	76	浅間大社
------	----	------

6文献……7遺跡

大中里地区	151	東田
-------	-----	----

杉田地区	1	焼畑・3 滝ノ上
------	---	----------

大岩地区	35・36 箕輪・37 出水	青木地区	70 青木
5 文献……9 遺跡			
杉田地区	2 杉田中村	大岩地区	39 丸ヶ谷戸・40 辰野
村山地区	49 木伐山	朝日町地区	81 福知神社
貴船町地区	83 貴船町	黒田地区	109 野中向原・113 奥山地
元城町地区	127 大宮城跡		
4 文献……10 遺跡			
小泉地区	170 若宮古墳群	村山地区	46 石原・188 社領
淀師地区	74 淀師	黒田地区	77 羽衣町・106 南部谷戸
星山地区	112 月の輪上・119 月の 輪法印塚		111 五反田
		精進川地区	131 精進川神田
3 文献……9 遺跡			
	略		
2 文献……24 遺跡			
	略		
1 文献……47 遺跡			
	略		

以上によってみると、列記した遺跡には、2種の別があるよう思う。第一に、76浅間大社・108滝戸・1焼畑・3滝ノ上・35・36箕輪のように名実ともに富士宮市を代表するといえる大遺跡がある。第二に、71青見・151東田・70青木などのように内容的にあまり明らかでない遺跡もあるようである。そうした状況には種々の条件があるのであろうが、戦前から土器等の地表面採集を活発に受けた遺跡が、何らかの契機に発掘調査されて内容が広く明らかになった場合と徐々に宅地化が進んで発掘調査はもちろん地表面採集さえもほとんど不可能になった場合との別があるよう思う。いずれにしても、こうした遺跡には、富士宮市の歴史を大きく書きかえるような内容を包含することは確かである。

(2) 遺跡内容の継承と中野国雄資料

遺跡と遺跡名の継承についてみたが、ここでは遺跡内容の継承についてふれよう。分かりやすくいえば、108滝戸遺跡、66千居遺跡及び106・107・117月の輪遺跡群などは、発掘調査され、その成果が部厚い報告書にまとめられてその内容が公になっている。もちろん、報告書は専門的な検討にたてるためのものであり、市教育委員会としてはそれを市民に還元するための種々の努力にも力を尽くしているところである。ところが、多くの遺跡において地表面で採集された土器や石器の情報は、それが生かされて継承されることはずつとなかつた。その意味で優れた内容をもつものとして「中野国雄資料」がある。

中野国雄は、大正13年（1924）、静岡県駿東郡清水町に生まれる。戦後吉原市で中学校教師を勤め、市史編纂の委員になった。昭和27年（1952）に「吉原周辺の原始時代」『吉原市史研究資料』1号、同29年（1954）に「吉原周辺の原始時代（第二報）」『吉原市史研究』2号をまとめているから、それ以前から精力的な踏査活動を始めていたことになる。ちなみに、後者では富士宮市、芝川町、鷹岡町、吉原市及び富士市（当時）の全域にわたる地名表を示し、富

士宮市内でも縄文遺跡41か所、弥生遺跡27か所、計51か所をあげて、現地名表の基礎をつくったといえる。こうした活動の成果は、『吉原市の古墳』（昭和33年、1958、共著）、『富士市史』上巻（昭和44年、1969、共著）などに花開くことになる。この間、静岡大学に再入学した中野は昭和32年度に卒業論文を提出するが、その資料集のなかに富士宮市内の遺跡を含む膨大な資料が残されている。これを「中野国雄資料」と呼称することにする。

かつて、『富士市史』上巻において、「中野国雄資料」を全面的に活用したことがある。ごく一部は、写真や拓本で掲載し、大部分は各遺跡の内容や年代観の基礎資料とした。その後本格的な活用の機会を失っているが、将来を期すこととする。

(3) 人穴富士講遺跡

富士宮市教育委員会は、平成7（1995）～9年度において人穴富士講遺跡を調査し、平成10年3月に『史蹟人穴』（富士宮市教育委員会1998）として刊行した。ここでは、人穴碑塔群及び「御法家」赤池家所蔵資料の全容が明らかにされた点で画期的な意味をもつものとなった。また、平成13年6～9月に洞穴上部の建物跡2、参道跡、道跡ほかを発掘調査し、平成13年12月『史蹟人穴II』（富士宮市教育委員会2001）として刊行された。

a. 位置と碑塔群

溶岩洞穴人穴の位置は、新富士火山旧期溶岩流に属する犬涼み（人穴）溶岩流の末端部にある。この溶岩流には19か所の溶岩洞穴が認められるが、溶岩洞穴人穴はそのうちの西端部で最も低い位置を占める。溶岩流末端に沿って人穴集落が発達し、その北端部に人穴浅間神社があり、その東北端に洞穴人と穴碑塔群がある。

人穴の初出は、『吾妻鏡』建仁3年（1203）条の仁田四郎忠常による探検にある。人穴（村）人穴宿が確認されるのは16世紀末の天正年間である。また、駿甲交通の要衝としての中道往還（うばぐち）の経過宿、若彦路（郡内道）の起点であった。

ここで人穴碑塔群と呼んだ富士講にかかる碑塔群は7群258基で、次のとおりである。

- ① 人穴浅間神社碑塔群 富士宮市人穴 234基
- ② 新穴碑塔群 富士宮市人穴 4基
- ③ 旧赤池家屋敷跡碑塔群 富士宮市人穴 2基
- ④ 郡内道碑塔群 富士宮市人穴～鳴沢村大田和 6基
- ⑤ 芝山浅間神社碑塔群 富士宮市上井出 3基
- ⑥ 白糸滝碑塔群 富士宮市上井出 4基
- ⑦ 万野風穴碑塔群 富士宮市山宮・宮原 5基

内容としては、墓標、石灯籠、石仏、石祠、手洗石、門柱、玉垣、鳥居等であった。

分類はA～M類としたが、そのうちA～E類が狭義の碑塔、すなわち、墓標型碑塔である。それらの編年については表に示した。本碑塔群における編年の意味は、各種の本碑塔群への導入と展開の状況が富士講の成立とその消長を反映することにある。本碑塔にみる建立年銘、講名、講印等は、こうした碑塔の分析に大きな意味をもった。ここでは、こうした内容について若干ふれておこう。

b. "人穴" のはじまり——富士講以前と江戸の富士講

富士講以前のものからみよう。角行系と富士行人系のものがある。

角行系とは、元祖角行——二世日珥——三世胚(旺)心——四世月珥——五世月心の系譜をいう。次の3基がある。開祖角行を初めとする五世にわたる山岳修験行者の系譜である。

〈221〉 石仏 人穴洞穴内 寛文4年(1664) 3世「胚心」

〈220〉 石仏 人穴洞穴内 寛文13年(1673) 4世「月珥」

〈235〉 石仏 新穴洞穴内 元禄5年(1693)「速胚」

富士行人系とは、村山三坊の修験者に従った富士山信仰のための一般の登山者をいい、鎌倉時代末の僧頼尊以来の系譜ということになる。

〈203、247〉 石灯籠一対 人穴浅間神社碑塔群・芝山浅間神社碑塔群 享保15年(1730)

「願主和州十市郡十市村……」(現奈良県橿原市)

〈246〉 石灯籠一基 芝山浅間神社碑塔群 享保15年(1730)

「江戸柳原同朋町……」(現東京都千代田区)

〈248〉 手洗石一基 芝山浅間神社碑塔群

「奉納……江戸柳原……」

〈4〉 平笠付方柱形碑塔 人穴浅間神社碑塔群 元禄2年(1689)

馬頭観音

〈227〉 石祠 人穴浅間神社碑塔群 元禄3年(1690)

ここでは、富士行人系とは村山修験によって開かれた関西・関東方面の信徒と理解しておく。

また、後二者については、旧参道(平成13年度発掘調査)に伴うものとみておく。

講は、先達(信仰・登山指導者)、講元(資金担当・代表者)及び世話人(講員勧誘、講金集め)の講三役を中心とする講員の信仰組織である。富士講の特色は、文化文政期に「江戸八百八講、講中八万人」といわれる各講の協力と競合による隆盛にある。

講の初出は、〈46〉碑塔で、「武州江戸 森惣兵衛同行」で、延享4年(1747)である。講印の初出は、〈97〉〈98〉碑塔の「舎」印で、「武州渋谷住吉田平左衛門講中」、明和2年(1765)銘をもつ。

ところで、富士講は大きく村上派と身禄派に分かれる。村上派は藤原角行以来の継承とし、六代村上光清が独力で吉田浅間神社の大修理を完成させて教祖となった。以後分派を許さず、村上同行(講)と称した。身禄派は、教祖食行身禄を角行系譜の別立六代とし、身禄が享保18年(1733)に烏帽子岩で入定すると、弟子たちがそれぞれ独立して同行(講)を組織し、勢力拡大をはかった。ちなみに、江戸における最初の講は、身禄入定から3年目の元文元年(1736)に、弟子高田藤四郎(日行青山)が興した「身禄同行」であるという(岩科1983)。本人穴碑塔群のさきの「森惣兵衛同行」は約10年遅れることになる。一般に講が拡大すると、その一部が分離独立して別講をつくる。両者は協力関係を保ちながら活動し、前者を元講、後者を枝講という。本碑塔群にみられる著名な江戸の元講は、次のとおりである。

山吉講(渋谷)、月三講(椎名町)、

丸参伊藤講(飛鳥山)、大我講(甲州西島村)、

丸嘉講(赤坂)、丸藤講(高田)

こうした江戸の各講はやがて南武藏、相模、房総、北武藏へ進出することになるが、各地には在地性の強い講も成立するようになる。

c. 明治以降の富士講

明治初年の神仏分離運動は、富士講に大きな影響を与えた。明治以降の碑塔は44基であり、

江戸期155基の3分の1に及ばない。その最初の碑塔は、身禄150回忌に当たる明治14年（1887）の赤丸正講の〈13〉碑塔である。武藏国北埼玉郡屈巣村（埼玉県北埼玉郡川里村）とあり、寛文以来の伝統をもつ丸正講の枝講で、北武藏一帯に勢力を誇った。

また、ここには、次の銘文があり、注目される。

駿河国富士郡人穴村

富士嶽神社教会

北口講社定宿

笠井佐十郎

要するに、赤丸正講は、「富士嶽神社教会、北口講社」の「定宿、笠井佐十郎」を講の宿泊所としているのである。その意味について若干検討してみよう。

明治政府が慶應4年（1868）3月以降、神仏分離運動を展開することは広く知られている。「浅間大菩薩」の名称は禁止され、上吉田浅間神社は「富士嶽神社」と改称された。明治6年（1873）3月には、本宮浅間神社の宮司として教部省出仕宍野半が着任し、明治8年の初めごろまでに、富士山中の徹底的な廢仏毀釈をすすめる。人穴においても、大日堂は浅間神社と改称され、種々の仏教的色彩は除去されたのであろう。

富士講に決定的影響を与えた禁令は2点あったとされる。明治5年（1872）10月15日の太政官布告は修驗道の廃止であり、同6年1月の教部省禁令は民間呪術師の活動を禁じ、加持祈祷は教導職の資格を有するものに限った（岩科1983）のである。いうまでもなく、富士講は護摩を焚いて九字を切る修驗の伝統を誇るものであった。また、そうした加持祈祷こそ江戸庶民の富士講支持の基盤であり、ここに各講は人々の信仰をつなぎとめるための新たな対応をせまられることになった。それは、結論的には、公認教団に組織がえする以外にないことが明らかになる。上吉田の御師たちが、さきの宍野半に新教団設立を要請し、明治6年（1873）9月、教部省から「富士一山講社」の設立許可を受ける。講社長には宍野半が就任、ここに富士講信者を受け入れるための公認講社ができた。その後、明治8年「富士一山教会」、同年「扶桑教会」と改称し、明治18年（1885）8月には「神道扶桑教」として教派神道となつた。ただし、こうした公認化は、主祭神を「天御中主神」とする神道色の強いものとなり、角行や身禄の教えからは大きく離れていくことになった。

ところが、扶桑教の活動が富士講を大きく変質させることになると、こうした傾向に批判的な動きが生まれてきた。上吉田の御師17人は、上吉田の富士嶽神社（北日本宮富士浅間神社）祠官少講義奏隆栄を代表とする「富士北口講社」設立許可を明治9年（1876）12月に得る。これを「北講」と呼ぶが、東京浅草の浅間神社（馬道のお富士さん）に東京分院をおいた。扶桑教会ときびしく対立しながら、各講の伝統・独自性を尊重して角行・身禄を唱える富士講本来の姿をまもり、昭和初年ごろには大きな勢力を誇ったとされる。

ここで、赤丸正講の〈13〉碑塔銘文にもどろう。赤丸正講は北口教会を選び、役職名も「監督」、「大先達」ほかと改め、人穴においても独自の「定宿 笠井佐十郎」を求めたということになる。今まで、人穴における各富士講の宿舎は「赤池善左衛門家」だけとされてきたが、明治以降の扶桑教と北講との対立はこうしたシステムもかえることになったのである。

d. 富士宮と富士講

碑塔〈230〉〈146〉についてふれよう。〈230〉は板石形碑塔で、銘文は次のとおりである。

（正面）

富士 御法家十七世大教正

中興 藤原善道尊師鎮魂之地

教祖

(背面)

昭和十乙亥八月四日建之

〈146〉は、唐破風笠付方柱形碑塔で、銘文は次のとおりである。

(正面)

十七代藤原善道師

(左面)

昭和甲戌九年八月四日去

(右面)

大日本富士教関東関西東京

本部 講社有志一同
支部

昭和乙亥歳八月四日建之

「富士御法家」・「大日本富士教」は、元の村上講で、その「十七世」「藤原善道」の顕彰碑と墓碑である。藤原善道は、俗名は長谷川百々吉、明治24年（1891）人穴に生まれ、大正元年（1912）ごろから神道扶桑教の教団活動に専念するよう、やがて「村上講」「御法家十七世ノ法位」を伝承し、「最後マデ富士教ノ独立ヲ念願シ」とある。富士教が、神道扶桑教の翼下に入った実体を認めてよいものとなる。いずれにしても、人穴出身者が富士教の教祖として活躍した点に注目しておきたい。

ちなみに、富士宮市内の富士講としては、大宮町「新宿いせや新蔵殿 富士講丸鳩講江鳩ヶ谷三枝の流」があるという記録が市内大宮町の横関及彦家文書の『袖日記』弐番（富士宮市教育委員会1996）にみられる。

同様な例は、明治期にもみられる。明治17年（1884）4月29日『静岡大務新聞』には、「三星講 当岡（国）富士郡某の三ヶ村ハ近來富士浅間神社の信徒中三星講といえる一講を設け一派特別の信徒おいおいに増大し方今ハ殆んど八百余名の多きに至れり」とある。「富士郡某の三ヶ村」が現富士宮市内に属するかどうかは不明であるが、この信者たちは病人に薬も飲ませず、農業も放棄してしまって、三ヶ村の戸長は大変に苦慮し、説諭しているが「馬耳東風」でしかないという。明治17～18年は、いわゆる松方財政によるデフレ政策のピークであり、物価下落は相対的に金納地価を引き上げ、農民たちは徹底的な生活困窮に追いつめられた。三星講の“あとさき”を語る資料はみられないが、それはおそらく富士講の一派であるとみてよいであろう。政治が庶民を切り捨てていくとき、それは既成宗教が人々から遠ざかるときである。富士郡の貧しい村で、富士講の一派が庶民をとらえた。富士講は、現世の人々を救済する役割を果したといえる。

(4) 元富士大宮司館跡（大宮城跡）

元富士大宮司館跡は富士宮市元城町にあり、市立大宮小学校と旧市役所跡を中心とする。調査は、昭和59年5月から平成10年11月までに、4次の本調査と2次の確認調査を実施し、平成12年3月に『元富士大宮司館跡』（富士宮市教育委員会2000）の報告書を刊行した。

主な遺構としては、古墳時代が竪穴住居跡を中心とする集落跡、中世が掘立柱建物跡・土塁・堀等をもつ居館跡となる。古墳時代集落跡は竪穴住居跡21基で、うち、中期が17基、後期が

4基であった。調査区の大半は中世居館跡と旧市庁舎によって破壊され、残り250m²ほどに、重複のきわめて激しい遺構がみられた。

ここでは、中世居館跡について、時期別にみておく。

I期　掘立柱建物群を伴う——12世紀前半～13世紀前半

内郭　12世紀　掘立柱建物2棟（建物2・3）

13世紀前半　掘立柱建物2棟（建物1・6）

外郭　13世紀前半　掘立柱建物1棟（建物7）・竪穴遺構1基（竪穴4）

II期　中規模な堀を伴う——13世紀後半～16世紀前半

内郭　13世紀後半　区画溝（溝3・5）

外郭　13世紀後半　土塁（土塁1・2）・堀（堀1）——方形囲繞の出現

III期　中規模な堀を伴う（複数）——16世紀中ごろ

（堀1・3・4、土塁1、旧土塁、井戸、溝2・3ほか）

IV期　大規模な堀を伴う（大宮城）——16世紀中ごろ～1582年

（堀2・5、土塁1・2、溝1・4、建物4・5ほか）

I期は方形囲繞出現以前の居館跡で、掘立柱建物だけがあり、防御施設としての溝や土塁はまだみられない。II期になると、土塁や溝が方形にめぐる居館跡にかわるようである。上野の南条館（現妙蓮寺）も土塁と溝跡が残り、ほぼ同じころのものとされている。III期からIV期になると、溝は大きな堀にかわり、居館というよりも城郭といえるものにかわる。今川・武田氏にかかわる、いわゆる大宮城の時代である。

それらのうち、13世紀後半から16世紀前半に及ぶとされるII期について、残存する字名や地籍図も援用して復元を試みておこう。現大宮小学校運動場が“主郭”、その西隣の一段低くなる現校舎付近が“二の郭”、その南隣が“蔵屋敷”、おそらくそれらの周囲に“溝”“土塁”がめぐる景観が富士大宮司館の姿であろうと思われる。また、館の西側には大宮の町屋と神田市、神田関が栄え、東側にはおそらく家人、郎党たちの居住地がおかれたものと推定されてよいであろう。

ところで、大宮の町は大いに栄えたようである。III期のころであろう、永禄9年（1566）、今川氏真は、大宮六斎市（月に6度開かれる市）の楽市と神田関の停止を命じている。共に大宮司や浅間宮と結びついた特権商人たちをおさえ、今川氏のもとでの新興商人たちの活動を保護統制しようとするものであった。有名な信長の楽市が翌年、関所停止が翌々年であることをみると、今川氏の先進性とともに大宮の町がもつ重要性に注目してよいと思われる。富士氏は三度にわたって武田軍勢と戦い、やがて今川氏から離脱して武田の被官化することになるが、それは元亀3年（1572）の富士藏人の父兵部少輔信忠の甲州参上による。城郭の拡張と整備が進められ、大規模な堀の改修が行なわれて最大規模の大宮城が成立するとともに、武田勝頼によって、天正6年（1578）の富士浅間宮造営が完成するのがIV期ということになる。

（5）東駿河の歴史時代土器

a. 駿東型・甲斐型土器の編年

近年は、富士宮市内でも中近世遺跡の発掘調査が増えている。特に富士山信仰関係の調査では優れた内容を明らかにしているが、なかでも村山修験として知られる村山浅間神社遺跡は平成13・14年度に発掘調査を実施し、その内容は本報告第III章にも述べている。

そのなかで、村山浅間神社遺跡の調査成果についていくつかの指摘をしているが、それらの

成果のうち、調査者を最も驚かしたもの一つは、現在9世紀後半から10世紀前半と大雜把に表現している平安時代前期後半から中期前半にかけての遺構と遺物であった。後世に村山の創始者とされる末代上人は平安時代末の12世紀に活躍した人物であるが、それをさかのぼること数百年ともいえる9～10世紀に村山にひとびとの活躍の痕跡があるとはまったく考えてもみなかつたことであった。

さて、こうした意義をもつ村山の遺構・遺物は、平安時代の宗教活動、富士山信仰にかかわるものと理解してよいのか、それとも生活跡の性格がつよいものであるのかの判断が大きな問題点となつた。

もちろん、来年度以降も継続する調査の成果に期するのであるが、その検討にむけていくつかの準備が必要となり、ここでは駿東型土器と甲斐型土器の編年を試みることとした。これらの土器は東駿河地域を中心に駿河中部地域から伊豆地域まで分布する律令時代の土器、すなわち「律令的器」である。

「律令的器」とは、奈良時代の律令官人たちが用いた食器をいうが、それは古墳時代以来の伝統をもつ煮炊き用の土師器甕、須恵器の食器化の影響を受けて新たに出現する飲食用の土師器壺類を主体とし、時期としては奈良時代の前半には成立したとされる。やがて、奈良時代の後半には完成期を迎へ、平安時代中期には終末を迎える。

すると、この地域における「律令的器」を明らかにすることは、この地域の律令社会を明らかにすることになる。土器を分類し、編年することは、律令制の消長を理解することに連なるのである。

不足する須恵器壺にかわって在地生産される土師器壺、甲斐で組織的に生産されて大量搬入される土師器壺、並立する在地型甕と遠江型甕等は、律令制下の当地域の在り方を反映し、物語ることになる。

また、具体的な編年作業に当たっては、今回は東駿河地域に限ることとしたが、それについては改めて補足の機会を得たいと思う。

b. 土器の分類（第46図）

土師器壺・土師器甕のうち、主要な器種については次のとおり分類する。

壺の分類

壺A 1類

非クロ系の丸底壺である。体部外面下半のヘラケズリに特徴がある。

壺A 2類

壺A 1類が平底化したもの。

壺B 1類

駿東型壺である。ロクロ成形の平底壺である。外内面の暗文風ヘラミガキに特徴がある。

壺B 2類

壺B 1類の系譜にある壺である。壺C類の影響とみられる体部外面下半の雑なヘラケズリが特徴である。

壺C類

甲斐型壺で、ロクロ成形の平底壺となる。体部外面下半にみられるナナメヘラケズリと外内面の暗文風ヘラミガキに特徴がある。

甕の分類

甕A類

駿東型甕である。球胴形で、器壁が厚く茶褐色、胴部外面のハケ調整に粗いヘラミガキ

が目立ち、木葉痕をもつ平底甕である。

甕B 1類

駿東型長胴甕である。明褐色で薄手の器壁をもつ。「く」の字状に折れてゆるやかに外反する口縁部に最大径をおく。胴部外面調整はタテハケでヘラミガキを加えるものもある。

甕B 2類

甕B 1類の系譜にあるが、口縁部は肩から連続的な形状に変化する。最大径はゆるやかな肩部にかわる。器面調整はナデ仕上げとなる。

甕C類

遠江系の長胴甕をいう。薄手の体部で平底の底部との境は丸くおさめる。肩から連続する頸部をわずかに立て、口縁部をつよく外に引き出してその端部を内側につまみ上げる。器面はハケ調整である。

甕D類

甲斐型甕である。厚手の長胴甕で「く」の字状につよく屈折する口縁部は肥厚させる。胴部は外面タテハケ、内面ヨコハケ調整である。

c. 土器の編年（第47～49図）

第Ⅰ期

上横山遺跡S B 12・同S B 09、東畠毛遺跡（第4次）S D 1及び東平遺跡第91号住居址の土器群をもって当てる。

坏は、坏A 1類を主体に、畿内系暗文坏（6・7）や武藏系盤状坏（8）を伴う。

甕は、甕A類を主体に、甲斐系の長胴甕（11）が上横山遺跡にある。一宮町北堀遺跡（山梨県1999）に類例があり、奈良・平安時代Ⅰ期（7世紀末～8世紀初頭）とされる。

須恵器では、坏身（15～18）は浜松市伊場遺跡でA類とされた坏に比定することができる。伊場A類は、湖西市北早稻川古窯跡第4号窯（湖西市教育委員会1979）と同類であり、8世紀前葉の土器群（浜松市教育委員会1980）とされている。

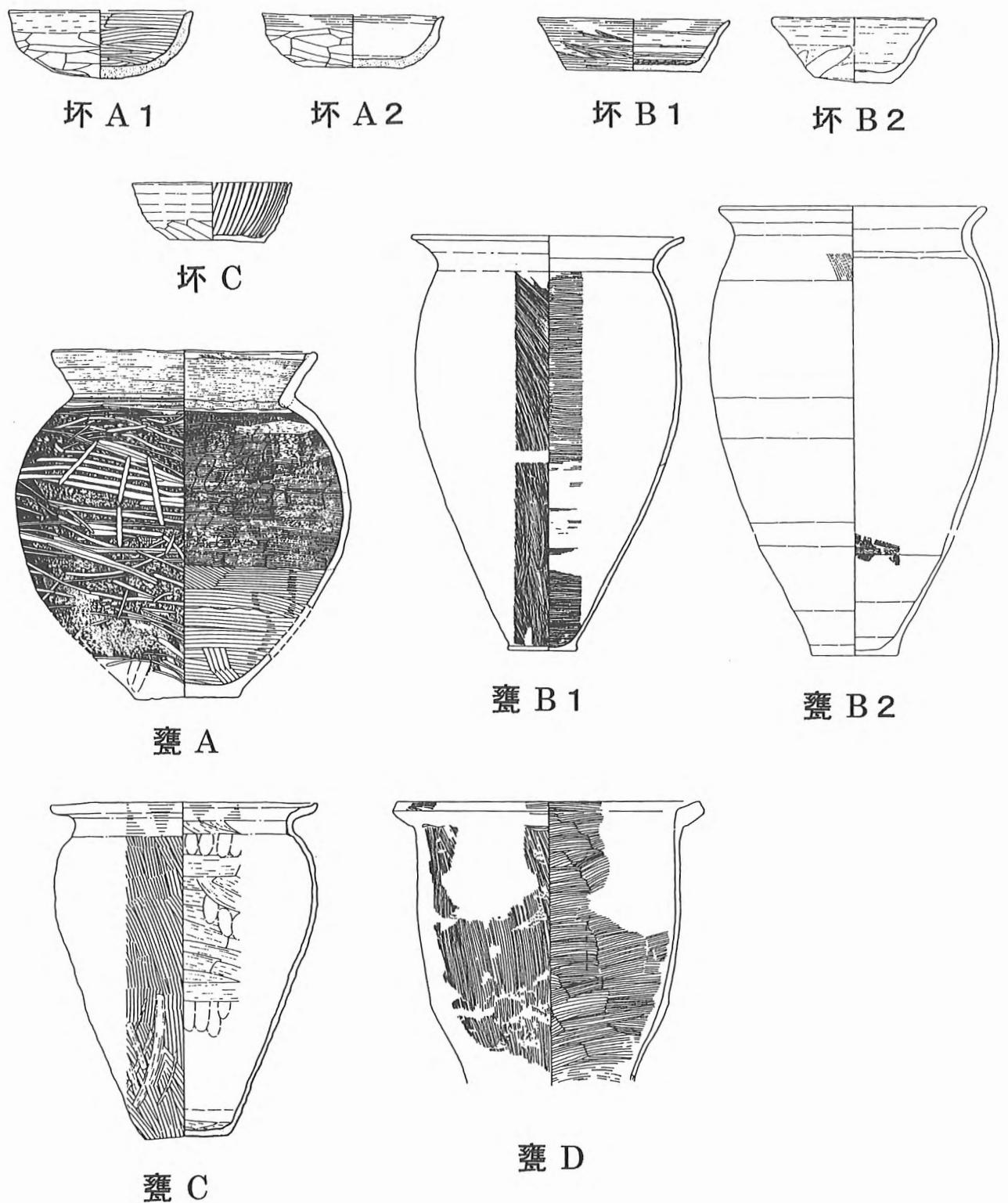
上横山遺跡及び東平遺跡に良好な土器群があり、駿東系の坏A 1類、駿東型甕A類を主体に、武藏系坏、甲斐系甕、遠江系須恵器、加えて畿内系土師器坏・皿等を伴う点で注目される。特に畿内産とされる土師器坏・皿は、上横山遺跡ではS B 09（坏）・S B 20（坏・高台付坏）・S B 05（皿）・S B 09（皿）の存在が確認され、平城Ⅰ期に比定されている。年代としては、平城Ⅰ期が710年前後、平城Ⅱ期が725年前後とされることから710年前後から725年前後の間ににおける（林部1992）、本編年第Ⅰ期における土器群の様相とその年代観をもとめることができる。

第Ⅱ期

東平遺跡第27地区S B 01、同28地区S B 04の土器群を当てるが、資料不足のため坏類を示すことができない。甕では、甕A類に加えて甕C類が出現する。甕C類は古墳時代からの伝統をもつ遠江系の長胴甕であり、東平遺跡第28地区S B 04の（25）が当地域での初出とできるようである。（25）は、肩で「く」の字状に折られた口縁部が大きく外反しながら開き、その口唇部だけを水平につくる形状となる。

須恵器では、坏類（27～31）が天平年間の紀年銘木簡を伴った伊場B類（浜松市教育委員会1980）や藤枝市滝ヶ谷古窯群（藤枝市教育委員会1981）に相当するものとみられる。

官衙や寺院での需要がより拡大した時期といえるようであるが、本地域では集落跡等を含めた土器群の様相が資料として確認しにくい段階といえよう。



第46図 器種分類図

第Ⅲ期

沢東A遺跡第2号住居址、東平遺跡第22・52号住居址、天間代山遺跡第4号住居址、御幸町遺跡第300号住居址、上石敷遺跡R-2号竪穴住居跡の土器群が当たる。

坏は、坏A1類にかわって坏A2類、新たに坏B1類と坏C類が出現する。甕では、甕A類・甕C類が残り、甕B1類が新たに出現する。

坏A2類(32)は、坏A1類が平底化する最初の段階であり、体部と底部の境を認め得る形状の変化が重要である。ここでは、底部から体部、体部から口縁部への変遷点の存在により、体部の外傾が強まって底部の平底化、口縁部の直立化をつくり出している。

坏B1類は2タイプに分かれる。(33)は、口径11.6cm、底部は平底で7.2cm、体部と底部の境が不明瞭につくられる。調整は、体部外内面とも粗いヨコヘラミガキ、みこみ部は回転ヘラミガキに放射状暗文が認められる。坏B1類の初現タイプとみておく。(34)は口径13.4cmの大型品で、体部は内彎しながら口縁部を外反というより丸くおさめる形状を呈し、体部内面は放射状暗文が認められる。

坏C類も2タイプに分かれる。(35)は口径14.4cm、底径8.1cmの大型な坏である。口径に対する底径比は0.56で底径が口径の1/2を上まわる。体部と底部の境は不明瞭で丸くおさめ、体部は内彎気味に立ち上がる。やや厚手でしっかりつくられているようにみえる。調整は、体部外表面がヨコヘラミガキ、内面とみこみ部が放射状ヘラミガキ、底部はヘラミガキとなる。

(36)は口径11.9cm、底径7.4cmで、口径に対する底径比は0.62となる。調整は、体部外表面が粗く乱雑なヨコヘラミガキ、内面とみこみ部は放射状ヘラミガキでその境に一周するヘラミガキ、底部は手もちヘラケズリがみられる。

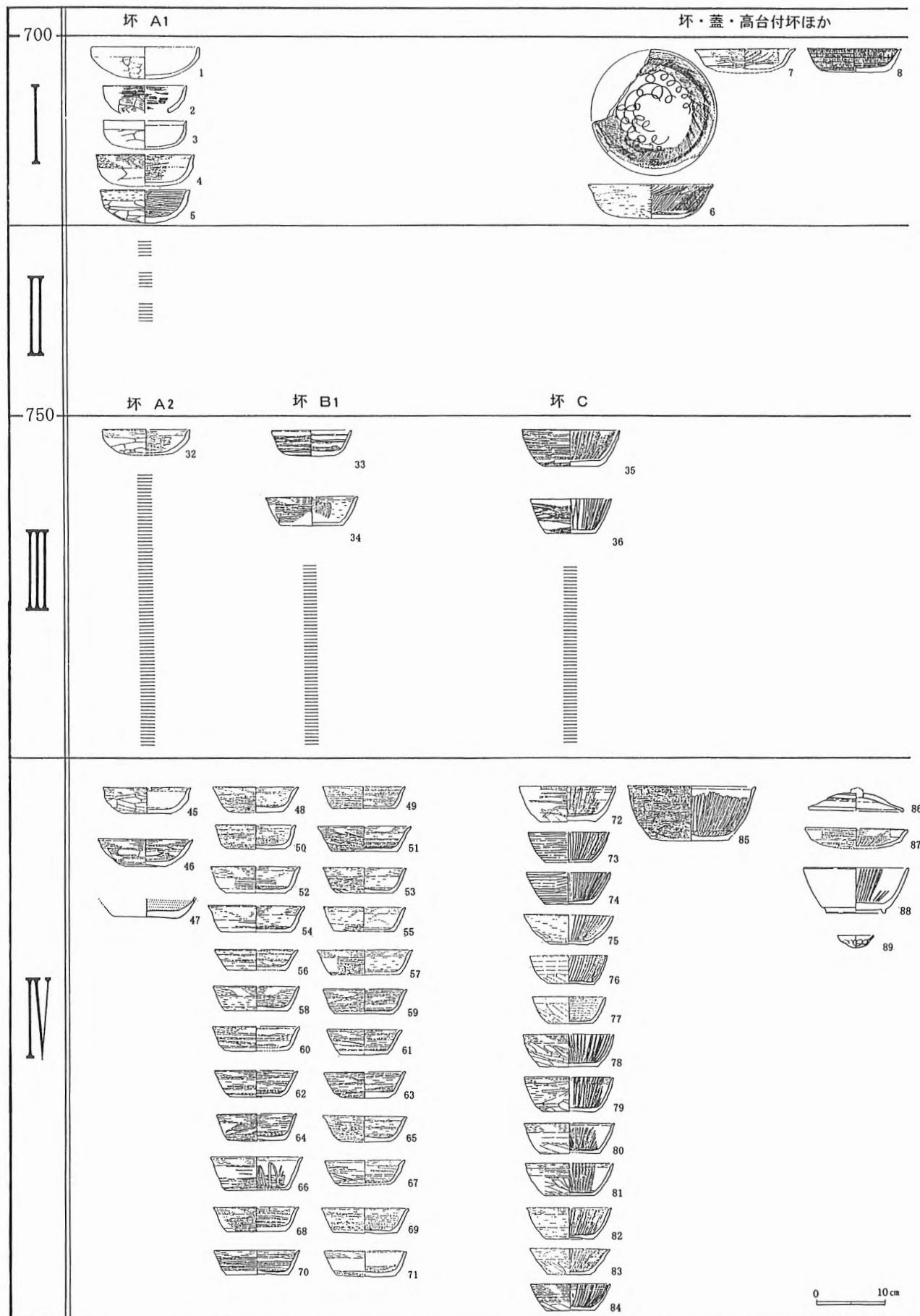
甕A類とした(39)はやや長胴化の傾向もみえるが、口縁端部の肥厚が残っている。それに対し、(37)は半長胴形で口縁端部の肥厚も失い、器壁もやや薄くして灰褐色を呈するので甕B1類の初現形態としてとらえた。上横山遺跡SB23にも類例が認められる。それらに対し、(38)は薄手で明茶褐色を呈し、小型の木葉痕平底をもつ駿東型長胴甕の定型化とみてよいといえるのである。

甕C類(40)は、第Ⅱ期の継承で口縁部を大きく外に引き出す形状を呈する。

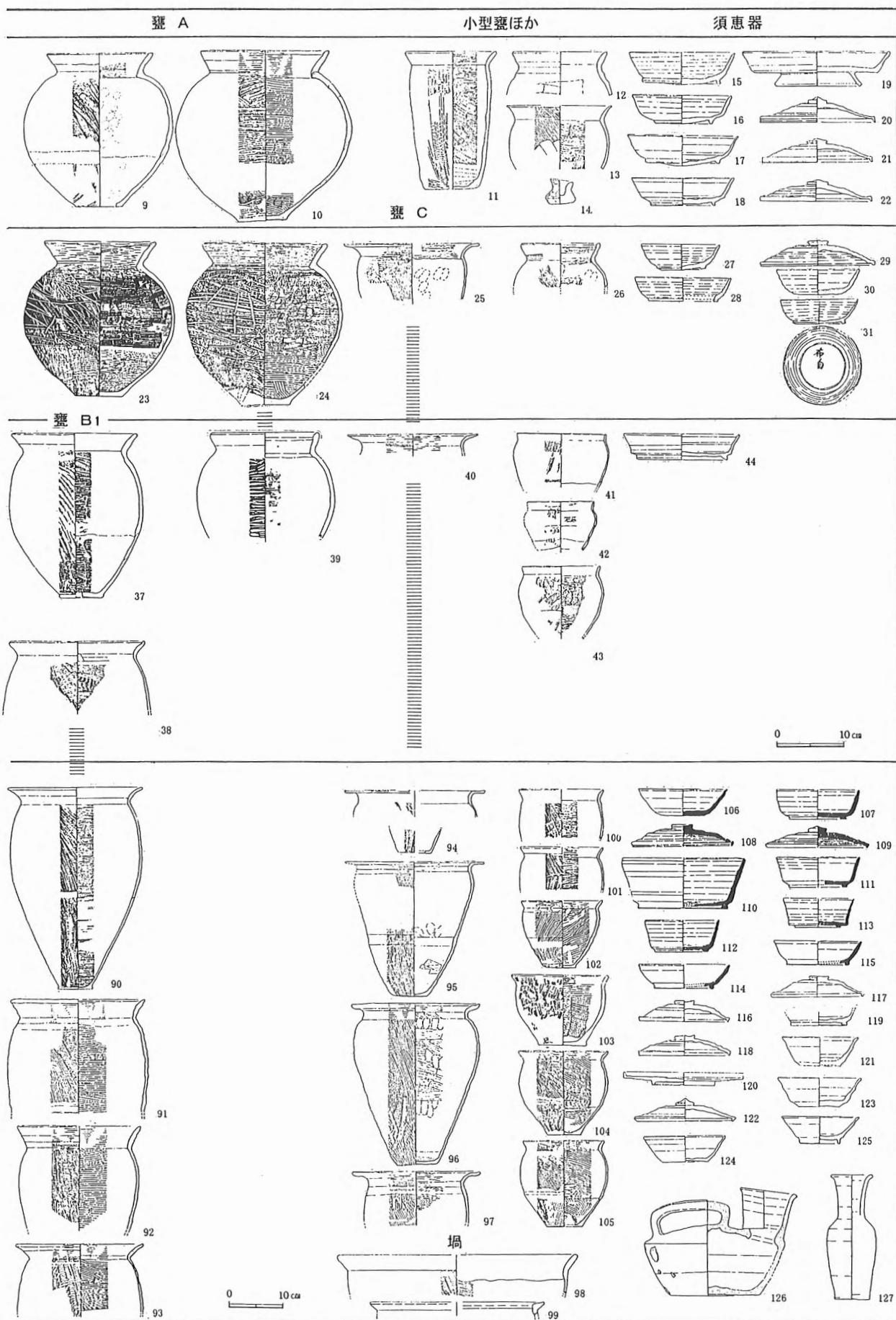
さて、各器種の初現とその定型化についてやや詳細にみてきた。ここでは、坏類を中心若干検討しようと思う。東平遺跡第52号住居址では、坏A2類(32)・坏B1類(34)・坏C類に須恵器坏身(44)が共伴している。同様に、沢東A遺跡第2号住居址では、坏B1類(33)・坏C類(36)に甕B1類(38)・小型甕(43)が伴っている。御幸町遺跡300号住居址の坏C類(35)は単独出土であるが、初現形態といえる。要するに、坏(32~36)は共存して甕B1類を初めとする甕類を伴うとみることができる。

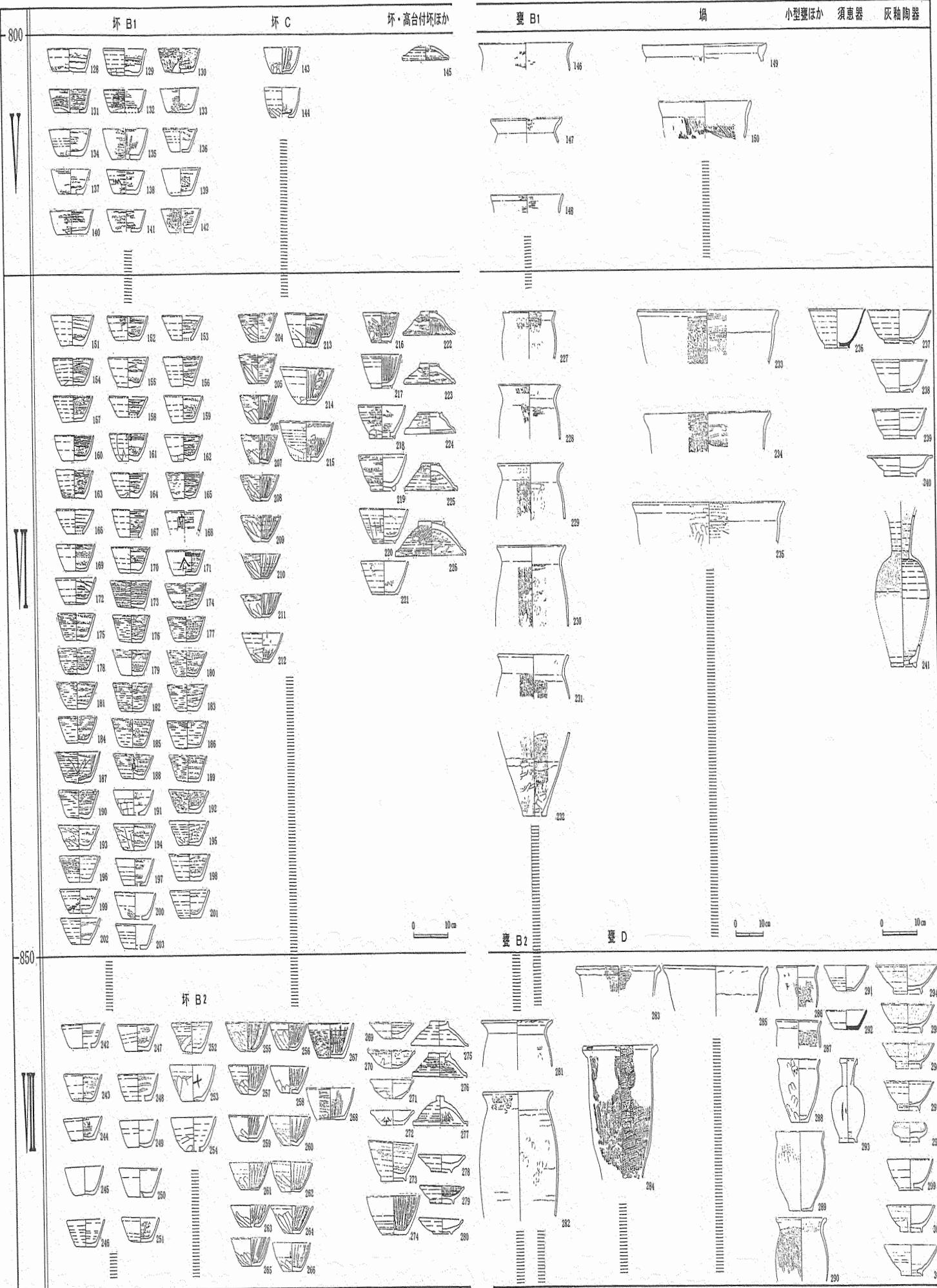
坏C類、甲斐型坏については、①緻密で赤色粒子を含む胎土、②赤褐色から黄褐色の色調、③ロクロによる成形(以上が必要条件)、④体部外表面のヘラケズリ、⑤体部外表面のヘラミガキ、⑥体部内面およびみこみ部の暗文、⑦底部の糸切り痕(以上が十分条件)と定義(平野1992)されている。甲斐型坏の初現は、甲斐編年V期(山梨県考古学協会1992)とされ、口径14cm前後、底径8~9cm前後の大型品が知られる。体部は、外面上半にヨコ又はナナメヘラケズリで全面にヨコヘラミガキ、内面・みこみ部とその境にヘラによる暗文となるという。

以上により、(35)を甲斐編年V期に比定し、(36)は共存すると認められることになる。資料量が少なく、やや繁雑にすぎたが、(33・35)の坏類が(37)の甕B1類・(39)の甕A類を伴う古相のグループと(34・36)の坏類が(38)を伴う新相のグループに分離できるとみてよいようである。田尾誠敏によって検討された「甲斐V期→V-VI期→VI期」の考え



第47図 土器編年図①





第48図 土器編年図②

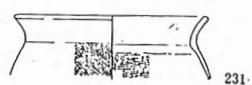
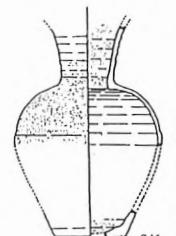
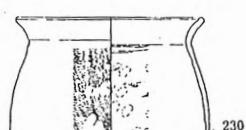
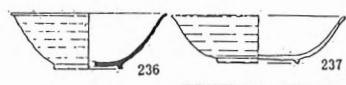
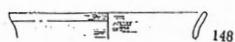
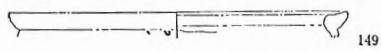
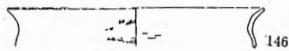
甕 B1

壺

小型甕ほか

須恵器

灰釉陶器

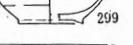
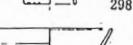
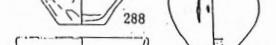
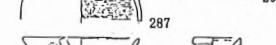
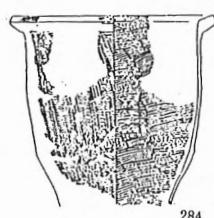


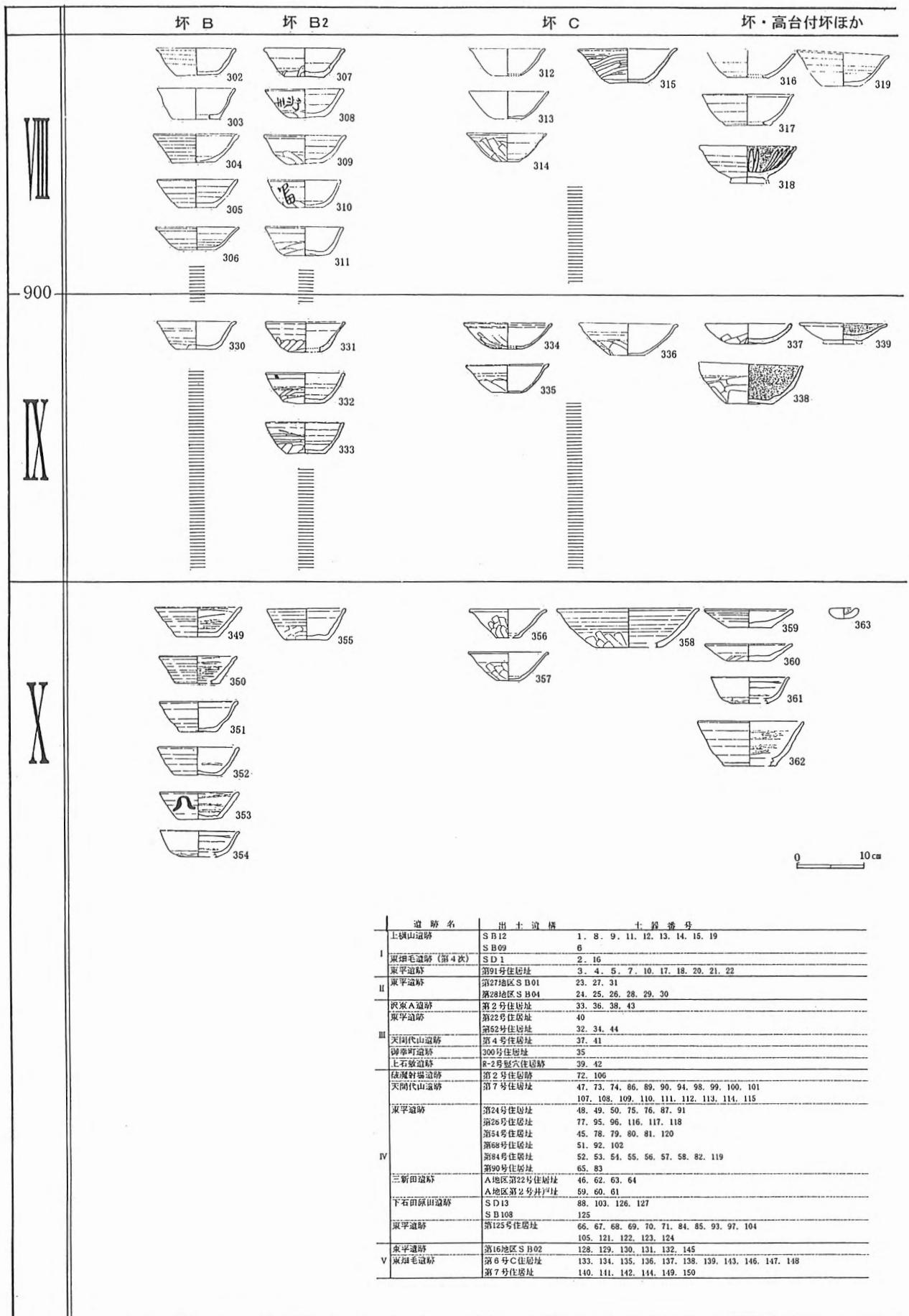
甕 B2

甕 D

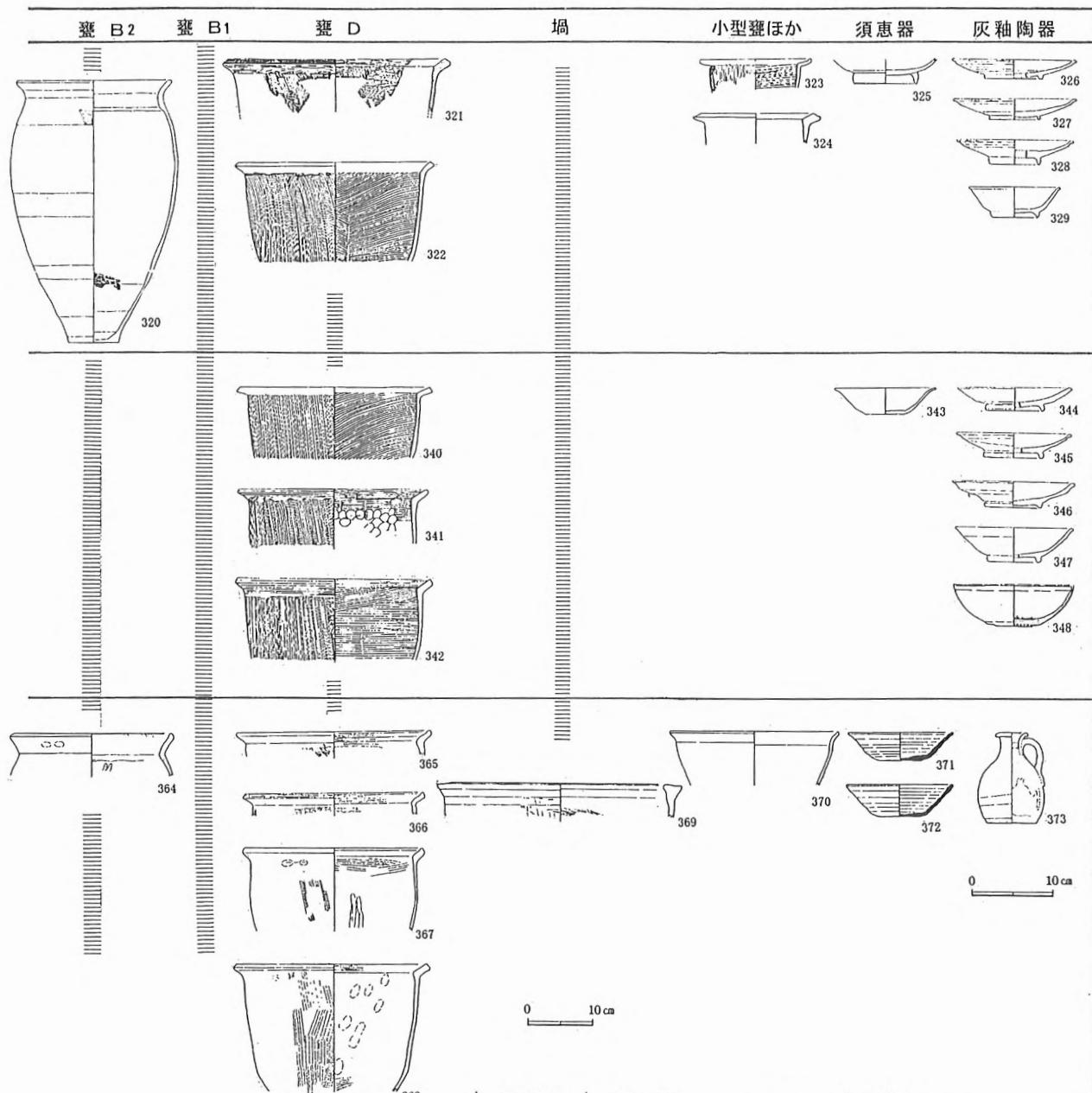
0 10 cm

0 10 cm





第49図 土器編年図③



遺跡名		出土遺構	土器番号
東平道跡	第16地区SB03	151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 213	
	第16地区SD04	171. 237	
舟久保遺跡	6丁目地区第2号住居址	172. 241	
	A地区第2号戸戸井	173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185 186. 187. 188. 189. 190. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211	
御幸町道跡	182号住居址	222. 233. 238	
	251号住居址	191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203 212. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 223. 224. 225. 226 227. 228. 229. 230. 231. 232. 234. 235. 236. 239. 240	
大野新田道跡	住居址	252. 269. 283. 294	
	第2トレンチ	255. 295. 296. 297	
	B社塚区	298	
	C社塚区	270	
千本道跡	23号住居址	242. 243. 247. 248. 256. 257. 258. 273 281. 282. 285. 286. 287. 299	
	S B90	244. 267. 278. 293	
下石臼田道跡	S B91	254. 284	
	S B108	215. 246. 249. 250. 259. 275. 276. 277. 299. 280. 288	
水原遺分線跡	A地区住居址	260. 261. 262. 271. 272. 289. 290	
	道標外	253. 291. 300. 301	
水原遺分C道橋	4-Cトレンチ1号住居址	251. 263. 264	
	5-Dトレンチ1号住居址	265. 266. 268. 274. 292	
浅間林道跡	第1号住居址	302. 303. 312. 313. 316. 319. 322. 323. 324. 326. 327. 328. 329	
	6丁目地区第4号住居址	307. 315. 318. 321	
二ノ瀬道跡	第3号住居址b	304. 305. 306. 308. 309. 310. 311. 314. 317. 320. 325	
	二ノ瀬道跡	330. 336. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347	
舟久保道跡	第2号住居址	331. 334. 337. 339. 348	
	6丁目地区第3号住居址	332. 333. 335. 338	
千本道跡	1号住居址	351. 352. 353. 354. 356. 357. 358. 360. 361 362. 363. 364. 365. 366. 369. 371	
	36号住居址	349. 350. 355. 359. 367. 368. 370. 372. 373	

方（田尾1991）に類似するかも知れない。今後の課題としておきたい。第Ⅲ期は主要器種の初現と定型化の時期と認めておきたい。

第IV期

破魔射場遺跡第2号住居址、天間代山遺跡第7号住居址、東平遺跡第24・26・54・68・84・90・125号住居址、三新田遺跡A地区第22号住居址・A地区第2号井戸址、下石田原田遺跡S D13・S B108の出土土器を当てる。

壺A2類、壺B1類、壺C類、甕B1類及び甕C類が前期からの継承で、いわば発展期に入り、新たに壠が出現している。

壺A2類は明瞭な平底にかわる。(47)は黒色壺で、体部外面はナデ調整で仕上げている。便宜のためここに含める。

壺B1類は、口径12.5cm、口径に対する底径比は0.65～0.73におさまる。それらの壺体部は、第Ⅲ期のそれよりも外傾を強める特徴をもち、外内面のヨコヘラミガキはより密なものが多いようである。また、体部下端の底部との境は面取り状のヘラケズリがみられる手法で共通し、その上にヨコヘラミガキを加える例もかなり多い。

壺C類は口径12.5cm、底径8cm、口径に対する底径比は0.6前後となるものが多い。底径はやや小さくなつたとみてよいかも知れない。本期の壺C類はすべて体部外面下半のナナメヘラケズリが認められ、甲斐型壺定型化の完成といえる。また、(85)は大型壺で、口径18.7cmを有する。甲斐編年VI期（8世紀第4四半期）とみることができる。

なお、(88)は甲斐型土器に伴う高台付壺であり、(89)は手づくね土器である。

そうした壺類には定型化した甕B1類、甕C類が伴い、(98)(99)の壠二種が（瀬川1980）新たに出現する。甕C（94～97）は、頸部の存在が明瞭になって「コ」の字口縁をつくるようになる。

須恵器（107・110～113）は、藤枝市御子ヶ谷遺跡（志太郡衙跡）（藤枝市教育委員会1981）の4B類に当たり、8世紀代末の年代が与えられている。

年代観についてみよう。甲斐編年VI期の年代については780年～8世紀末と比定される。また、甲斐編年VI期の壺は、平城京左京二条四坊十一坪に復原される地点の井戸跡S E53・57から出土したことが広く知られている。それは平城VI期（長岡京期）の土器群に伴うもので、784～794年という年代が与えられる。なお、この土器群には、(127)に示したいわゆる「壺G類」瓶子も伴出し、注目される。

第V期

東平遺跡第16地区S B02、東畠毛遺跡第6号C住居址・第7号住居址の土器群を当てる。

壺B1類、壺C類、甕B1類及び壠が継承される。

壺B1類は、口径12cm、口径に対する底径比は0.6台が多く、第IV期より体部の外傾が強まる形状となる。体部と底部の境に面取り状にみられた一周ヘラケズリは(129)に残るだけである。体部外内面のヨコヘラミガキは粗く乱雑で第IV期を継承しているが、みこみ部の放射状暗文は約半数に認められるだけにかわる。そのみこみ部暗文については、東平遺跡例では圧倒的にみられ、東畠毛遺跡例ではほとんどに認められない。富士地域と沼津地域の地域差であるか、東畠毛遺跡の(136～138)の小型化傾向の存在ともあわせて時期差とみるかについては今後の課題としておく。

壺C類は、口径10.5cm、底径6cm、小型化が始まる。少ない個体数による検討であるが、口径に対する底径比は0.6前後であり、第IV期とかわらない。ただし、底径が口径の1/2を超えて、体部が内彎する器形の終末となる。体部外面のナナメヘラケズリ、同内面・みこみ

部・その境の暗文は残る。

年代としては、本第V期の壺C類を甲斐編年VII期とし、9世紀初頭としておく。

第VI期

東平遺跡第16地区SB03・SB04、舟久保遺跡6丁目地区第2住居址、三新田遺跡A地区第2号井戸址、御幸町182号・254号住居址の土器群を基準資料とする。

壺B1類、壺C類、甕B1類、壺が継承している。

壺B1類は、口径11.5cm、口径に対する底径比は0.55で、底径は口径の1/2をわずかに超える。体部も直線的に外傾する例が多いため、小型化が目立っている。体部下端の一一周へラケズリは例外的に残る。体部外面の調整では、ナデ仕上げが多く、部分的なヨコヘラミガキを施す例は少ない。それに対し、体部内面の調整では、ヘラミガキを残す例が多いようである。みこみ部暗文は消失している。

壺C類は、口径11.5cm、底径5cmとなる。口径に対する底径比は0.4前後が多く、底径は初めて口径の1/2を下まわる。体部は、直線的に伸びて端部を丸くおさめるか、内彎気味にして口縁部を引き出して外反させるかがほぼ半数ずつとなる。調整では、体部外面下半のヘラケズリと内面のヘラミガキを残すが、内面・底部の境とみこみ部の暗文がなくなる。体部のナナメヘラケズリは、体部外面の過半を越えてより上位に及ぶものが一般化するようである。また、大型壺(213~215)があり、大小の別があるようである。なお、(216~221)は甲斐型土器に伴う高台付壺である。削り出し高台が多いように見える。

灰釉陶器が初出する。(237~241)は、猿投窯編年第V期第1小期に位置づけられるもので、黒笛14号窯式である。県内における黒笛14号窯式の土器群は、浜松市城山遺跡の初期の調査で発見され、「富寿神宝(818~835年か)」を伴出して年代根拠(国学院大学1953・可美村教育委員会1981)とされてきた。一般に寺院跡や官衙跡の出土例が多く、本編年でもそうした指標をもつ資料が3遺跡の4遺構で確認されたことになる。

本期壺C類は、甲斐編年VII期に比定できる。甲斐型壺では、口径11cm、底径5~5.5cm、口径と底径の比は2:1に集中し、みこみ部とその底部との境の暗文が消滅するとされる。本期壺C類も、前述のように口径11.5cm、底径5cm、口径に対する底径比は0.4前後、みこみ部・境暗文の消失という点で軌を一にすることになる。年代としては、甲斐では730年を前後するころとしている。

第VII期

大野新田遺跡住居址・第2トレンチ・B拡張区・C拡張区、千本遺跡23号住居址、下石田原田遺跡SB90・SB91・SB108、永原追分遺跡A地域住居址・遺構外及び永原追分C遺跡4Cトレンチ1号住居址・5Dトレンチ1号住居址の土器群をもって当てる。

壺B1類が継承し、壺B2類が新たに出現する。壺C類も継承する。甕B2類が新たに出現する。壺も継承し、新たに甕D類(甲斐型甕)が出現する。

壺B1類は、口径11.5cm、口径に対する底径比は0.59である。体部は、直線的に伸びて端部を丸くおさめる形状に統一される。(243)は体部下端に一周へラケズリを残す。体部の外面調整は全面的に消滅し、それは第VII期以降も継承される点が特徴的である。内面調整は約半数ほどに若干のヘラミガキが認められる。底部に注目すると、全面ヘラ調整のもの3例、糸切り痕を残して周囲へラケズリ3例、全面糸切り痕1例が確認できる。

壺B2類は、壺B1類系譜の壺が体部外面にやや雑なヘラケズリをえたものを分離した。口径12.5cmとできるが、口径11.5cmと13cm台の小・大型とみるべきかも知れない。ヘラケズリにより、体部は内彎するが、玉縁化傾向を認めてよいかと思う。底部調整は全面ヘラケ

ズリが多いようである。

壺C類は、口径11.5cm、底径5cm、口径に対する底径比は0.4前後となる。第VI期には底径が口径の1/2を超える例も少数みられたが、本第VII期にはまったく認められない。体部は内彎しながら外傾するが、端部を直線的に伸ばして尖らすタイプとやや外反させて丸味をもたせる、見方によっては玉縁傾向ともみられるタイプがほぼ半数ずつである。体部内面の暗文は、すべてにみられる。また、(267・268)は大型壺である。

甕B2類は、外内面ともナデ仕上げする甕を分離した。最大径を胴部に移す形状にかわる。なお、甕B1類は併存している。

甕D類は新たな出現で、甲斐型土器の壺に加えて甕も搬入されたことになる。甕B1類、甕B2類及び甕D類が共存するが、甕D類が意外に多いようである。

灰釉陶器では、(244~301)が黒釜90号窯式に比定でき、9世紀後葉から10世紀初頭とされる。

本期壺C類は、口径と底径比や調整の在り方から甲斐編年IX期に比定できる。年代比定はむずかしいが、9世紀中ごろまでにはおさまるのであろうか。

第VIII期

浅間林遺跡第1号住居址、舟久保遺跡6丁目地区第4号住居址及び二ッ洞遺跡第3号住居址bの土器群を当てる。

壺B1類、壺B2類、壺C類が継承し、甕B1類、甕B2類、壺及び甕D類が継承する。

壺B1類は、口径12cm、口径に対する底径比は0.51で、底径は口径のほとんど1/2といえる。体部は直線的に外傾するが、玉縁化が認められるものは少ないようである。調整は、体部内外面ともみられない。ただし、後続の第IX・X期には体部内面に若干のヘラミガキが認められるので、本第IX期にもみられるであろうとしておく。底部は、切り離し後の周辺ヘラ調整が多く、ナデ仕上げもある。

壺B2類は、口径11.5cm、口径に対する底径比は0.5であり、第VIII期との法量差はほとんどない。底部はヘラ調整が多いようである。

壺C類は、口径12cm、底径4cm、口径に対する底径比は0.3前後となる。体部は小底部からその下半部を内彎させながら上半部は直線的に外傾し、端部は外反気味にして玉縁とする。

(312~314)とも、体部外面のナナメヘラケズリはほとんど口縁部に達する状況らしい。調整では、体部内面の暗文が消滅しているが、例示できた点数も少ないので、不確実性は残る。

(315)は大型壺である。

甕B2類があり、同一住居址内で甕B1類も確認している。

(324)は、清郷型壺(甕)である。本編年ではこの1点であるが、三重・愛知・静岡各县における39遺跡から出土している。幅広の口径をもち、球胴で丸底の特殊な形状の壺(甕)といえる。年代的には黒釜90号窯式から平安期山茶碗の時期までとされ、移動の少ない煮沸用土師壺(甕)でありながら広範な分布状況を示す点が注目される。(324)は遠江・駿河における最古の例として注目される(佐野1990・永井1996)。

灰釉陶器については、伴出したものを示した。(326~329)は、黒釜90号窯式としてよい。

年代観については、本期甕C類を甲斐編年X期に比定しようと思う。ただし、甲斐編年X期壺は、口径11.5cm、底径4.5~5cm、大型壺もみられ、体部内面の暗文が残るという。法量、大型壺等では本第VIII期と様相が共通することになるが、内面暗文の有無が異なることになる。ここでは本第VIII期の壺数が少ないとから、内面暗文の有無を保留しておこうと思う。9世紀後葉から絶対年代では10世紀初頭に入るものがとしておきたい。

第IX期

浅間林遺跡第2号住居址及び舟久保遺跡6丁目地区第3号・第5号住居址の土器群を当てる。

坏B1類、坏B2類、坏C類が継承し、甕B1類、甕B2類、甕D類が継承する。

坏B1類は、口径11.8cm、口径に対する底径比0.49の1点がある。体部下端に一周ヘラケズリがみられ、体部内面の下半部に若干のヘラミガキが確認できる。底部は糸切り痕を残す周囲ヘラケズリである。

坏B2類は、口径12cm、口径に対する底径比は0.5となる。体部は外面にヘラケズリ、内彎気味に伸び、端部を玉縁とする。

坏C類は、口径12.5cm、底径4.5cm、口径に対する底径比は0.3台である。体部外面のナナメヘラケズリだけで、内面暗文はみられない。大型坏もある。

甕D類だけを図示したが、甕B1類、甕B2類及び塙も認められよう。

灰釉陶器（344～348）は、折戸53号窯式とされる。10世紀前葉とできよう。

年代については、坏C類を甲斐編年XI期とする。甲斐編年XI期坏は、口径11.5cmで大型坏を伴い、体部内面暗文が消滅することはすでに述べた。また、甲斐編年XI期については、富士吉田市西丸尾遺跡からの出土土器群が承平7年（937）の富士山噴火（北側甲斐国側）の可能性をもつ火山灰層の下部から出土した（山梨県考古学協会1992）とされている。甲斐型土器の年代根拠の一つという。

第X期

千本遺跡1号・36号住居址の土器群が基準資料である。

坏B1類、坏B2類、坏C類が継承し、甕B1類、甕B2類及び甕D類が継承する。

坏B1類は、口径11.5cm、口径に対する底径比は0.54となる。数字の上では、口径の1/2を超える底径が多いことになるが、基本的な変化ではない。体部は直線的に伸びるタイプと内彎気味に伸びて端部を外反させる形状となる。玉縁はそれほど目立っていない。体部内面にヘラミガキするものが多い。底部調整は全面ヘラか全面糸切りのものまである。

坏B2類は、口径11.4cm、口径に対する底径比は0.54である。体部外面のヘラケズリを残し、体部先端を玉縁とする。

坏C類は、口径11.5cm、底径3.5cm、口径に対する底径比は0.3となり、各期を通して最小の底部といえる。体部外面のナナメヘラケズリもやや乱雑となり、体部は大きく開いて端部を玉縁にまとめるだけである。また、大型坏、むしろ鉢といい得る口径20cmを超える大型品がある。

甕D類及び塙がみられる。

さて、本期坏C類を甲斐編年XII期に比定する。口径12cm、14～15cm前後、それ以上と小・中・大の分化がみられるという。10世紀前葉から960年までとされる。

d.まとめ

駿東型土器と甲斐型土器を中心とする東駿河地域の歴史時代土器について編年を試みた。第I～X期に分けたが、大きく2つの画期を指摘できる。

画期1 第II期・第III期の間

○坏A1類（非クロ系丸底坏）の消滅と坏A2類（非クロ系平底坏）の出現

○坏B1類（駿東型坏）の出現

○坏C類（甲斐型坏）の出現

○甕A類（駿東型球胴甕）の消滅と甕B1類（駿東型長胴甕）の出現

画期2 第VI期・第VII期の間

○壺B 2類（壺B 1類系）の出現

○甕B 2類（甕B 1類系）の出現

○甕D類（甲斐型甕）の出現

画期1では、消滅する壺A 1類・甕A類・甕C類（遠州系長胴甕）の組成からみる。この組成は、おそらく7世紀後半にみる本地域の丸底壺と球胴甕に、8世紀に入ったころ外来系の長胴甕が加わって成立したものとみられる。要するに、画期1で消滅する土器組成は在地系と外来系の融合の成果といえよう。その背景を律令制の進展とのかかわりでみれば、天武持統朝以来の中央権力の在地勢力への介入—それを早川庄八は評の設定、評司の任命であったという（早川2000）—の土器組成にみる結実と解することができる。

画期1は、そうした在地系の丸底壺と球胴甕が齊一性をもつ平底壺と長胴甕に転換することになる。こうした変換は、おそらく8世紀半ごろ展開されたものと思われる。県内三国における国分寺建立は8世紀第4四半期を当てることができる。こうした中央権力と在地勢力の新たな均衡と秩序が確立するなかで、在地性を克服して新器種の初現と定型化を示す第Ⅲ期土器群、強い規制をもつ第Ⅳ期土器群の在り方が首肯されるのである。「律令的器」の完成と理解しておこう。

画期2では、壺B 2類・甕B 2類・甕D類の出現である。前二者は従来の壺と甕に対する付加、すなわち、消滅や交代を求める新器種ではなく、別系譜の要素を付け加えたものとみてよい。後者は外来系新器種の参入であるが、見方によっては、壺C類に付随する追加といえる側面も含んでいるようである。また、継続している壺B 1類や壺C類にみられる製作手法の簡略化傾向も、従来的な規制の緩和と解するとその歴史的意味を読みとることができるとと思う。こうした「律令的器」の動搖が、第VII期から表面化したとしておく。

こうした画期の社会的背景については、根本的には郡司制の衰退と解すべきであろう。8世紀初頭に成立したとみられる各郡衙は、早くも9世紀半ばごろから終焉の時期を迎えて、遅くとも10世紀初頭から半ばごろまでに消滅する（植松1995）ようである。在地勢力と結合した郡司支配の没落のこの地域での具体相は、9世紀後半から10世紀初頭にかけて富士郡法照寺と駿河郡日吉廃寺の衰退と消滅、富士郡衙の消滅、逆に灰釉陶器流通の隆盛化としてみられるようである。灰釉陶器といえば、県内生産の開始は9世紀前半に始まるが、9世紀後半から10世紀初頭にかけては東遠地域諸窯が成立する。こうした県内灰釉陶器生産は、広範囲にわたる流通システムの形成と見返りとしての情報集中が従来の郡や国を越えて展開した結果とみられる。第VII期にみる灰釉陶器の増大はこうした社会変化のなかでの現象とみたのである。

富士山噴火とのかかわりも重要な意味をもつ可能性がある。記録によると、富士山噴火は奈良・平安時代を通じて13回ほどみられるが、特に延暦と貞觀の噴火は大きかった。延暦の富士山噴火は、延暦19年（800）から始まって数回の爆発があり、富士山東麓に甚大な被害をもたらした。そのため、延暦21年には足柄路を廢して菖蒲途（箱根道）を開く（翌年復旧）ほどであった。政府は、延暦20年に富士浅間大神の祭祀を始め、初代の神主に富士郡大領和邇部豊磨を命じたとある。貞觀の富士山噴火は貞觀6年（864）で、溶岩流が現本栖湖・精進湖・西湖を埋め、分断した上で、固結して現青木ヶ原をつくった。こうした大被害により、政府は甲斐にも浅間明神の祭祀を許したという。

貞觀の富士山噴火は、この地域に大きな影響を与えたものと思われる。「富士山西北」麓における9世紀前半の遺跡は壊滅的被害を受けたことになる。逆に9世紀後半以降は、新たな集落展開がみられたのであろう。第VII期とした画期2は、こうした状況を反映する土器の動きであったと理解できよう。以上のような画期1・2のなかに、各時期の変遷があり、段階的な変

化がたどることになる。

年代の根拠についてもふれよう。具体的には各時期において述べているが、須恵器、灰釉陶器、畿内産土師器、平城京出土甲斐型坏、富士山火山灰層等にかかわるものであった。第Ⅰ期は須恵器伊場A類・畿内産平城Ⅰ期土師器、第Ⅳ期は須恵器助宗窯製品・平城京出土甲斐型坏と須恵器瓶子、第VI期は灰釉陶器黒笛14号窯式・「富寿神宝」伴出灰釉陶器、第VII・VIII期は灰釉陶器黒笛90号窯式、第IX期は灰釉陶器折戸53号窯式・西丸尾遺跡の富士山火山灰層下土器群(甲斐編年XI期)を示し得た。今後に期したい。

さて、今回の編年では、駿東型坏と甲斐型坏を中心に検討してみた。甲斐型坏ではその編年序列のスムースな成立が既に証明されているが、今回の作業によって駿東型坏も同様な編年序列が認められることになる。さらに、重要な点はその両者に矛盾や逆転はみられないことから、両土器群の在り方は編年として成立し得ることが明らかになったとできよう。

また、本編年は東駿河地域を対象とし、西駿河・伊豆地域については後日に期することとする。こうした地域性にどれだけかかわるかは明らかでないが、本編年で示した第IX・X期の在り方について注目しておきたい。具体的には、坏B 1類と坏C類、すなわち、駿東型坏と甲斐型坏は10世紀になると、成形後無調整のままとなり、新たに足高高台付坏を伴う組成になると考えられてきた。それが、少なくとも10世紀前半代には調整を加える駿東型坏と甲斐型坏の存在が確認できたことになる。換言すれば、それらの土器類は郡司制の消長とともに生きた土器といえるのである。

《文献》

- 池谷初恵1995「伊豆国における奈良平安時代の土器様相—三島市壱町田遺跡を中心として—」『大場川遺跡群』
三島市教育委員会
- 岩科小一郎1983『富士講の歴史』名著出版
- 植松章八1995「静岡県内出土文字資料による古代の地名について」『財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所設立10周年記念論文集』財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 小山町教育委員会1983『上横山遺跡』
- 神奈川県考古学同人会1983『神奈川考古第14号 シンポジウム奈良・平安時代土器の諸問題—相模国と周辺地域の様相—』第Ⅱ版
- 可美村教育委員会1981『城山遺跡』
- 木ノ内義昭2002「須恵器流入以降～律令時代の土師器の様相—主として富士郡推定域の出土遺物から—」『東平遺跡第16地区(三日市廃寺跡), 第27地区発掘調査報告書』富士市教育委員会
- 国学院大学1953『伊場遺跡 西遠地方に於ける低地性遺跡の研究』
- 湖西市教育委員会1979『町ノ坪遺跡・町ノ坪古窯跡・殿 古窯跡・北早稻川古窯跡』
- 御殿場市教育委員会1977『永原追分遺跡』
- 御殿場市教育委員会2000『永原追分C遺跡』
- 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所2001『富士川S A関連遺跡』
- 佐野五十三1987「浅間林遺跡・永原追分遺跡の土器検討—供膳形態の土器の編年的位置について—」『研究紀要』Ⅱ 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 佐野五十三1990「清郷型甕の研究 煮沸形態からみた古代末の東海地方」『静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要』Ⅲ 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 瀬川裕市郎1980「藤井原の大鉢—律令時代堀形土器の変遷—」『沼津市歴史民俗資料館紀要』4 沼津市歴史民俗資料館

田尾誠敏1991「甲斐型壺の初相」『東海大学校地内遺跡調査団報告』2 東海大学校地内遺跡調査委員会
永井宏幸1996「清郷型鍋再考」『財団法人愛知県埋蔵文化財センター年報 平成7年度』財団法人愛知県埋蔵
文化財センター

沼津市教育委員会1991『広合遺跡（e地区）・二ッ洞遺跡（a地区）発掘調査報告書』
沼津市教育委員会1998『御幸町遺跡発掘調査報告書』
沼津市教育委員会2000『下石田原田遺跡発掘調査報告書』
沼津市教育委員会2000『東畠毛遺跡（第4次）発掘調査報告書』
沼津市教育委員会2002『千本遺跡発掘調査報告書』
浜松市教育委員会1980『伊場遺跡 遺物編』2
早川庄八2000『天皇と古代国家』講談社学術文庫
林部均1992「律令国家と畿内産土師器—飛鳥・奈良時代の東日本と西日本—」『考古学雑誌』77-4 日本考古
学会
平野修1992「甲斐型土器の定義」『甲斐型土器—その編年と年代—』山梨県考古学協会
藤枝市教育委員会1979『静岡県藤枝市助宗古窯址群分布調査報告書』
藤枝市教育委員会1981『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書III—奈良・平安時代編—志太郡衙跡
(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)』
藤枝市教育委員会1981「滝ヶ谷古窯跡」『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書』IV
富士川町教育委員会1999『破魔射場遺跡』
富士川町教育委員会1981『浅間林遺跡発掘調査概報』
富士市教育委員会1977『天間代山遺跡』
富士市教育委員会1982『東平』
富士市教育委員会1983「大野新田遺跡」『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書』
富士市教育委員会1983『三新田遺跡発掘調査報告書』
富士市教育委員会1991「舟久保遺跡6丁目地区」『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書—第2集—』
富士市教育委員会1995『沢東A遺跡第2次調査』
富士市教育委員会2001『東平遺跡第28地区発掘調査報告書』
富士市教育委員会2002『東平遺跡第16地区（三日市廃寺跡），第27地区発掘調査報告書』
富士宮市教育委員会1985『上石敷遺跡』
富士宮市教育委員会1996『駿州大宮町横閑家 袖日記』（壱番・弐番・四番）
富士宮市教育委員会1998『史蹟人穴』
富士宮市教育委員会2000『元富士大宮司館跡』
富士宮市教育委員会2001『史蹟人穴II』
三好美穂1992「平城京出土の甲斐型土器」『山梨県考古学協会誌』第5号 山梨県考古学協会
山下孝司1992「山梨県における平安時代土器研究の現状」『山梨県考古学協会誌』第5号 山梨県考古学協会
山梨県1999『山梨県史』資料編2 原始・古代2
山梨県考古学協会1992『甲斐型土器研究グループ第1回研究集会資料 甲斐型土器—その編年と年代—』